

防府市営住宅駐車場管理要綱

平成13年12月26日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市営住宅設置及び管理条例（平成9年防府市条例第41号。以下「条例」という。）及び防府市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成9年防府市規則第48号の2。以下「規則」という。）、防府市営改良住宅設置及び管理条例（昭和47年防府市条例第35号。以下「改良住宅条例」という。）及び防府市営改良住宅設置及び管理条例施行規則（昭和47年防府市規則第49号）に定めるもののほか、市営住宅及び改良住宅の駐車場（以下単に「駐車場」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(整備基準)

第2条 駐車場は、次の各号に掲げる基準に従い整備されたものでなければならない。

- (1) アスファルト、コンクリート等により舗装されていること。
- (2) 区画が明確に線引きされていること。
- (3) 区画ごとに番号が表示されていること。
- (4) 住宅1戸につき1台以上の区画が確保されていること。
- (5) 道路及び通路からの進入が容易であり、入居者の安全に支障がないこと。
- (6) その他、住宅の管理上支障がないと認められる場合であること。

(申込できる区画数)

第3条 申込できる区画数は、原則として住宅1戸につき1区画とする。

2 市長は、駐車場の使用の申込をしようとする者に対し、第10条に規定する駐車場管理組合の代表者の同意を得るよう指導するものとする。

(使用の変更)

第4条 使用者は規則第26条の許可を受けようとするときは、駐車場使用変更申請書（第1号様式、第2号様式又は第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、駐車場の区画の変更については、使用者又はその同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることとな

った場合に限るものとする。

(使用の許可)

第5条 規則第25条に規定する市営住宅駐車場使用許可書の有効期間は、使用開始日から明渡日までとする。

(使用料の変更)

第6条 市長は、条例第61条の規定により使用料を変更しようとするときは、使用者にその旨を通知するものとする。

(使用許可の取消し等の処分による措置)

第7条 市長は、条例第63条第1項各号の1に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求した場合は、当該駐車場を使用することができないよう所要の措置を行うものとする。

(保管場所の証明)

第8条 使用者は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項に基づく手続に市長の証明が必要なときは、自動車保管場所使用承諾証明申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請の内容を審査し、承諾することが適当であると認めるときは、保管場所使用承諾証明書（第5号様式）を交付する。

3 前項の規定にかかわらず、当該使用者が市営住宅の家賃又は駐車場使用料を滞納しているときは、保管場所使用承諾証明書を交付しないものとする。

(禁止行為)

第9条 使用者は、条例に定めるもののほか次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品等の危険物又は他の者の駐車場の支障となる物品等を持ち込むこと。

(2) 駐車場内で騒音を発生させる等周辺的环境を乱す行為を行うこと。

(3) 他の自動車の駐車を妨げる行為又は駐車場の管理上支障となる行為を行うこと。

(4) その他前各号に準ずる行為を行うこと。

(駐車場管理組合の設置)

第10条 使用者は、当該市営住宅駐車場において、その駐車場を適正に管理するため規約を定め、駐車場管理組合（以下「管理組合」という。）を設置するよう努めるものとする。

2 市長は、使用者に対し、前項の管理組合の設置に関する指導及び助言を行うものとする。

3 第1項の規定により設置される管理組合は、当該市営住宅の使用者で構成され、営利を目的としないものでなければならない。

4 管理組合は、第1項の規約の写しを市長に提出しなければならない。規約を変更した場合も、同様とする。

（業務委託）

第11条 市長は、管理組合に対し、次に掲げる業務を委託するものとする。

- （1） 駐車場区画の割振りに関すること。
- （2） 第3条第2号に規定する同意書の発行に関すること。
- （3） 駐車場使用者名簿の作成及び整理に関すること。
- （4） 空き区画を来客用駐車場として使用すること。
- （5） 入居者間の意見調整を行うこと。
- （6） その他駐車場の管理上市長が必要と認めて指示する事項。

（委託料）

第12条 市長は、前条の業務を委託するにあたり、予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第2号様式（第4条関係）

市営住宅駐車場使用変更申請書（場所変更用）

年 月 日

（宛先）防府市長

自動車の保管場所を変更したいので、市営住宅駐車場使用許可書及び必要書類を添えて提出します。

使用者 (許可者)	住所	市営住宅棟号	駐車区画番号
	フリガナ		
	氏名		
現在使用する者氏名		使用者(許可者)との続柄	

保管場所	現在の区画番号		変更後の区画番号	
変更理由	1 防府市の指示による 2 その他 ()			

(変更決定条件) 使用者又はその同居者が、加齢や病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合に限る。

(添付書類)

- 1 市営住宅駐車場使用許可証
- 2 区画の変更の理由を具体的に証明できる書類

第3号様式（第4条関係）

市営住宅駐車場使用変更申請書（使用する者変更用）

年 月 日

（宛先）防府市長

市営住宅駐車場を使用する者を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

使用者 (許可者)	住所	市営 住宅 棟 号		駐車区画番号
	フリガナ			
	氏名			
旧(現在)使用する者氏名			使用者(許可者)との続柄	

新使用する者	フリガナ		性別	生年月日	1 明治	年 月 日
	氏名		1 男 2 女		2 大正 3 昭和 4 平成	
新使用する者	使用者(許可者)との続柄	1 配偶者 2 親 3 子供 4 兄弟・姉妹 5 その他 ()		1 勤務先名称 電話番号 (- -) 2 無職		
		1 結婚 (年 月 日) 2 離婚 (年 月 日) 3 死亡 (年 月 日) 4 転居 (年 月 日) 5 その他 ()				
変更を要する理由						

（変更決定条件）	
1	現駐車場を使用することができるのは、当該住宅に同居承認を受けて同居している同居者に限ります。
2	申請事項が事実と相違する場合は、駐車場の明け渡しを求めることがあります。

（添付書類）

- 1 自動車検査証の写し
- 2 市営住宅駐車場使用許可証
- 3 使用者（許可者）と新使用する者との続柄を確認できる住民票の写し等の書類

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	(駐車区画番号:)
使 用 者	〒 ー 住 所 市 住 棟 号 () 局 番
	氏 名
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
<p>上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〒 ー</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 () 局 番 ④</p>	

備考

共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。